

## ロボットプログラミング教室等開催業務に係る企画提案（プロポーザル）募集要領

### 1 業務目的

美浜町エネルギー環境教育体験館「きいばす」は、日本で唯一、エネルギー環境教育に特化した体験館です。体験装置や学習プログラムは、長年にわたって町をあげてエネルギー環境教育に取り組んできた美浜町のカリキュラムをベースにしており、町内外の児童生徒が、授業や郊外学習の一環として利用いただいています。

休日には、乗物体験（バッテリーカー等）や組立ブロック体験、かまど体験などの様々なコンテンツを体験することができますが、今回、これらのコンテンツに加え、さらなる休日の来館者増に向けた、にぎわいをもたらす企画を作りたいと考えています。そして、今回のような企画を積み上げながら、その効果が丹生地域全体に波及するようにしたいと考えています。

本業務は、このことを実現する方策の一つとして、県内の小学生とその保護者を対象に、きいばすのレゴブロックを使ったロボットプログラミング教室を、さらにその学習成果の発表の場として、エネルギー利用に関連する地域題材を扱ったコンテストを企画し、実施するものです。そして本企画を通して、きいばす及びエネルギー利用への関心を高め、未来を見据えて自立した考えと判断ができる「地球の将来に役立つ人材教育」を目指します。

### 2 対象業務

#### (1) 業務内容

仕様書のとおり

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

#### (3) 予算額

委託金額の上限は、5,720,000円（消費税込み）とする。

### 3 応募資格

提案書の提出期限日において、次の要件すべてを満たすこと。

- (1) 美浜町財務規則（昭和39年7月20日規則第2号）第102条の規定に基づき美浜町競争入札参加資格者名簿に登録された者（本募集要領に記載の応募期限までに資格の申請を行い、契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であること。

申請等に関する問い合わせ先：美浜町土木建築課 電話：0770-32-6706

<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/soshiki/13/738.html>

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

- (3) 現に町の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 応募方法

- (1) 応募期限 令和3年7月30日（金）17時まで（必着）
- (2) 応募方法 持参または郵送  
なお、郵送の場合は書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
- (3) 提出部数 2部
- (4) 応募書類
  - ① 提案書（仕様書の内容を踏まえたものであること）  
A4判・10ページ以内で記載し、表紙（別紙様式1号）を添付  
実施方法、業務実施スケジュール、運営体制、同種の事業実績等を記載すること
  - ② 会社概要
  - ③ 見積書  
仕様書に基づいた事業実施に要する経費およびその他必要とする経費とし、明細等  
が分かるものとする（様式は自由）。
- (5) その他  
提出された企画提案書について、町から内容に関する質問および補正を命じることがある。また、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

## 5 応募に関する質問

### (1) 提出方法

質問がある場合は、令和3年7月2日（金）17時までに質問書（別紙様式2号）に質問内容を記載し、E-mailにより提出した後、電話連絡すること。

### (2) 回答

質問への回答は、令和3年7月9日（金）までにHPに掲載することにより行う。ただし、軽微な質問については、口頭等により回答する場合がある。

## 6 審査方法と審査基準

### (1) 審査方法

#### ① 1次審査

提出されたすべての提出書類から書面審査を実施する。

#### ② 2次審査

1次審査合格者には、令和3年8月11日（水）にプレゼンテーション（15分以内）およびヒアリング（10分程度）を行う。詳細については1次審査合格者の通知の際に通知する。なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。（新型コロナウイルス感染拡大の状況により、オンラインで開催される場合がある。）

### (2) 審査基準

審査にあたっては、以下の基準により評価する。

審査事項	審査項目	評価のポイント
提案内容	目的適合性	企画提案の内容が仕様書の「3 業務目的」を理解し、目的を達成できるものとなっているか
	教室及びコンテンツの魅力	企画提案の内容が仕様書の「4 業務内容」を実施するに適切なものとなっているか
	スケジュール	実施スケジュールは実現可能か
	事業効果	情報発信（地域の活性化）等は十分に工夫されており事業効果を高められるものとなっているか
遂行能力	業務実績	同種の業務実績があるか
	知見	業務に関する専門的な知識を有しているか
	実施体制	実施体制は十分であるか
経済性	見積価格	提案内容に応じた妥当な見積額であるか

### (3) 審査結果

1次審査結果は、応募者全員に通知する。

2次審査結果は、2次審査対象者全員に書面で通知する。

※この審査は、応募者の能力や提案内容を評価するために行うものであり、提案書に基づきそのまま了承するものではないので留意すること。

## 7 契約

### (1) 契約の相手方の決定方法

審査委員会の審査により、評価が最も高かった応募者を委託先候補に特定する。

なお、審査においては、審査委員の評価の合計点数が一定以上の提案書のみを適当な提案として認める。町は、委託先候補者と提案書等の内容を基に、業務履行に必要な具体的な協議を行う。

### (2) 契約方法等

町と委託先候補者の協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、地方自治法施行例第167条の2の規定に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

### (3) 特定結果の無効等

委託先候補者が、契約締結までの間に3の各号の一に該当しないこととなった場合には、町は、業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、町は一切の損害賠償の責めを負わない。

### (4) 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、町に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

### (5) 変更契約

コロナウイルス感染拡大の状況により、教室及びコンテストの実施回数に変更が生じた場合には、契約金額を変更するものとする。

## 8 実施要領等の入手方法

美浜町エネルギー環境教育体験館のホームページからダウンロードする。

<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/site/kiipasu/>

## 9 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に応募する資格がない者が提案したとき。

イ 所定の日時および場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。

ウ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

- エ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- カ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- キ 見積書の金額、住所、氏名、もしくは重要な文書の誤脱、または認識できない見積または金額を訂正した見積をしたとき。
- ク その他、提示した事項およびプロポーザルに関する条件に違反したとき。

#### 1 0 応募先および問い合わせ先

- (1) 住 所 福井県三方郡美浜町丹生 62-1  
美浜町エネルギー環境教育体験館「きいばす」
- (2) 担 当 エネルギー政策課 村上、和多田
- (3) 連絡先 電話：0770-39-1116 FAX：0770-39-1117  
メール：kiipasu-m@town.fukui-mihama.lg.jp  
(月曜日を除く9時から17時まで)

#### 1 1 その他

- (1) 提案書の作成、提出経費は全て提案者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複写することがあるが、使用は町の内部および1次審査、2次審査の審査目的に限る。
- (3) 本委託業務に関し、町から受領または閲覧した資料等は、町の了解なく公表または使用してはならない。